



RPCA 製品審査基準 適合証明書

証明書番号 III 22-CR65 号

ジオスター株式会社 殿

貴社の「ジオウェアカルバート（ボックスタイプ）」は、当協会道路プレキャストコンクリート工技術審査委員会における審査の結果、下記のとおりRPCA製品審査基準に適合したことを証明します。

一般社団法人 道路プレキャストコンクリート製品技術協会

会長 棚橋

記



1. 基本事項

製品名：ジオウェアカルバート（ボックスタイプ）

製品区分：III群製品

RCボックスカルバート（耐震設計）

証明書有効期間：2023年4月1日～2026年3月31日

2.申請区分

品種区分		申請区分	
製品区分	品群	重要度	重要度1
大分類	カルバート工	要求性能:常時	性能1
中分類	RCボックスカルバート	要求性能:地震時	L1=耐震性能1, L2=耐震性能2
小分類	2600×600mm	規格の範囲	12m×3.5mあたりの寸法が幅2.5m×長さ16.0m以下、重量25t以下で構築可能な範囲の断面
申請区分	製造-古R-3	設置環境・条件	一般条件

3. 製品審査結果(応答変故法)

中項目	審査項目及び審査基準			判定	摘要条件	
	小項目		審査基準			
荷重(常時)	死荷重	自重	鉄筋コンクリート単位体積重量	$\gamma_c = 24.5 \text{ kN/m}^3$	clear	
	活荷重	荷重	T-25活荷重に衝撃係数を乗じてのこと。	clear		
		載荷方法	分布荷重として載荷していること。	clear		
		単位体積重量	通常 $\gamma = 18 \sim 20 \text{ kN/m}^3$	clear		
	土圧	鉛直土圧係数	解説5-3に適合していること。	clear		
		土かぶり	規格品の適用土被りは10.5~6.0m、規格外の土かぶり0.5m以上であること。	clear		
材料及び設計諸定数(常時)	水平土圧係数		道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 [34] (BPS-2)	clear		
	活荷重による土圧		通常10kN/m ²	clear		
	コンクリートの設計基礎強度		RC構造 ; $\alpha_{ck} > 35 \text{ N/mm}^2$ 以上であること。	clear		
許容応力度	鉄筋		SD295, SD345を標準とすること。	clear		
	設計計算に用いるヤング係数		鉄筋コンクリート部材の応力度の計算に用いるヤング係数比は15とする。 (道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 2.3 設計計算に用いるヤング係数)	clear		
	コンクリートの許容曲げ圧縮応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear		
	コンクリートの許容せん断応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear		
	鉄筋の許容応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear		
安定性の照査(常時)	機械式競手の許容応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear		
	鋼材の許容応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear		
	支持力(基礎地盤の照査)or浮力等		道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.4 基礎地盤の照査	clear		
	解説方法		許容応力度法によること。	clear		
	曲げ応力度	頂版端部	コンクリートの圧縮応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
部材の安全性の構造能力照査(常時)		頂版支間部	コンクリートの圧縮応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
		底版端部	コンクリートの圧縮応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
		底版支間部	コンクリートの圧縮応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
		側壁端部	コンクリートの圧縮応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
		側壁支間部	コンクリートの圧縮応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
せん断応力度	せん断	頂版	発生応力が許容応力度(補正後の値)以下であること。 せん断照査位置が適切であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.3.3 せん断応力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
		底版	発生応力が許容応力度(補正後の値)以下であること。 せん断照査位置が適切であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.3.3 せん断応力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
		側壁上	発生応力が許容応力度(補正後の値)以下であること。 せん断照査位置が適切であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.3.3 せん断応力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
		側壁下	発生応力が許容応力度(補正後の値)以下であること。 せん断照査位置が適切であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.3.3 せん断応力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear		
耐久性	鉄筋のかぶり		コンクリート強度35N/mm ² 以上の場合、25mmかつ鉄筋径以上であること。 コンクリート強度30N/mm ² 以上35N/mm ² 未満の場合、32mmかつ鉄筋径以上であること。 (道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 4.2 鉄筋のかぶり、コンクリートの耐久性の検討)	clear		

3. 製品審査結果(応答要件法)

審査項目及び審査基準				判定	摘要条件
中項目	小項目	審査基準			
地盤の地盤応答解析	地盤条件	基礎面の設定	耐震設計上の基礎面の設定が正しいこと。せん断弾性波速度300m/s程度以上とすること。N値から推定する場合、粘性土はN値25以上、砂質土はN値50以上とすること。 構造物下部と構造物の高さ以上または3m以上離れた深度とすること。	clear	
		地下水位の設定	地下水位位置を設定しているかこと。ない場合は基礎面とすること。	clear	
		地盤定数の設定	ボーラー柱状図の調査データから離隔が無いこと。 解説、地層区分(沖縄粘性土、浜崎粘性土、砂質土)、半径体積重量(底脚、船形)、N値(0~50)、せん断弾性波速度(50~300)、初期せん断弾性係数、静土圧係数、ボアン比(0.3~0.6)	clear	
	地震動の設定	入力する地震動の設定	耐震設計上の基礎面に入力する地震動の設定が正しいこと。 道示V耐震設計編 平成24年3月の地盤波のうちI種地盤の地盤波を用いていること。 耐震設計上の基礎面に入力する地震動の設定が正しいこと。 レベル1Ⅰは、関北橋周辺地盤上 LG成分地盤波を入力していること。 耐震設計上の基礎面に入力する地震動の設定が正しいこと。 レベル2タイプⅠは、I-Ⅰ-1,I-1-2,I-1-3の波を入力していること。 耐震設計上の基礎面に入力する地震動の設定が正しいこと。 レベル2タイプⅡは、I-Ⅱ-1,I-Ⅱ-2,I-Ⅱ-3の波を入力していること。	clear	
		地域区分の設定	地域区分が適切であること。 所在県、補正係数が正しいこと。	clear	
		地盤の層分割	層厚が厚くないこと。 $H(m) \times V_{diss}^2 / a^2 \leq 10$: 当該地盤のせん断波速度に地震動の積分時間を掛けた得られた距離以下を満たすこと。 V_{diss} 100m/s未満は0.5m程度、100~200m/sは1.0~1.5m程度、200m/s以上は2.0m以下を目安とします。	clear	
	地盤応答解析	地盤の非線形特性	建設省土木研究所資料 第1504号、第1728号を使用する場合、土質区分が正しいこと。 $G/G_0 \sim y$ 及び $h \sim y$ 非直線で設定されていること。	clear	
		地盤応答値の選定方法	構造物の上端～下端間の相対変位が最大となる時刻の地盤応答値を選定していること。	clear	
		地盤応答値	絶対加速度:200gal未満であること。(5%加速度応答スペクトルの最大値を目安) 相対変位:100cm未満であること。(常識的な変位量の目安) せん断ひずみ:2%未満であること。(等価線形化法の概ね適用できる範囲)	clear	
構造物の解析	構造物・地盤のモデル化	地盤ばね値の算出方法	地盤ばね値は駐車場設計・施工指針 平成4年11月に基づき算定していること。 地盤応答解析により求められた収束せん断弾性係数より算定すること。 解析モデルの側方境界は、構造物から表層地盤厚さの3倍以上はなれていること。 FEMの左右側方と基礎面の拘束条件は固定としていること。 FEMによる底版及び側方の地盤ばね値が収束せん断剛性(ばね方向によってE=G(1+2ν)の弾性係数)から大きく逸脱していないこと。	clear	
		地盤応答解析から得られた荷重条件	荷重分布が2階間の最大相対変位分布と等価であること。 地盤変位による荷重:相対変位(構造物下端) × 地盤ばね(影響範囲) 慣性力による荷重:絶対加速度 × 質量(影響範囲) 周面せん断力による荷重:せん断応力 × 影響範囲	clear	
		節点分割	塑性ヒンジ長が、部材厚(断面高さ)の1/2の要素長でモデル化されていること。 ただし、部材厚が2.0mを超える場合、せん断スパン比を越え部材厚(断面高さ)の1/4を検討すること。 一般則は、部材厚(断面高さ)程度の要素長でモデル化されていること。	clear	
		階域の設定	道示V耐震設計編 平成24年3月に上ること。 階域を再分割した場合、10mm未満でないこと。	clear	
		常時解析時の拘束条件	道示V下部構造編 平成24年3月に上ること。 設計の対象とする位置での地盤の変形俢数(EI)としていること。 底版載下の支間長は製品長(L)としていること。	clear	
		常時解析時の荷重条件	死荷重は軽体自重、必要に応じて箇内重量を考慮していること。 土圧は上載荷重、側PE(土圧、水圧)、横圧力を考慮していること。	clear	
		軽体の非線形特性	道示V耐震設計編 平成24年3月に上ること。 かぶり量が適切であること。 主筋が引張側とE端側に配置されていること。 横拘束筋が配置されていること。 $M \sim \phi$ 特性が適切に作成されていること 作用軸力として引張力が作用していないこと。 $Mc > My$, $My > Mc$ となっていないこと。 終局曲率が異常値(1.0相当)でないこと。 耐震性能2で作成していること。	clear	
		常時の断面力	引張軸力が発生していないこと。 対称構造物は断面および断面力分布が対称性を満足していること。	clear	
		地震時の応答値	曲げモーメント分布の連続性を満足していること。 せん断力分布が突出していないこと。 塑性ヒンジ、断面変化位置、増強境界以外に塑性化していないこと。 対称構造物は対称性を満足していること。	clear	
部材の安全性の検査(地震時)	レベル1 地震動検査	曲げモーメントに対する照査	許容応力度は常時ににおける許容応力度の1.5倍としていること。 コンクリートおよび鉄筋の応力が許容応力度以下であること。	clear	
		3波平均に対する照査	タイプⅠ 地震動3波以上(タイプⅡ 地震動の3波それぞれの結果を平均化した値)に対して実施すること。	clear	
		曲げモーメントに対する照査	応答曲率(塑性率)が許容曲率(許容塑性率)以下であること。 必要な主筋または横拘束筋を配置すること。	clear	
		せん断力に対する照査	発生せん断力がせん断耐力以下であること。 必要なせん断補強筋を配置すること。	clear	
		隅角部に対する照査	隅角部照査の要求性能を満たしていること。 必要な隅角部補強筋を配置すること。	clear	
		層間変形角の照査	層間変形角は要求性能を満たしていること。 許容層間変形角1/30以下であること。	clear	
		中壁の破壊形態の照査	中壁の破壊形態が曲げ先行型であること。 $M_k(\text{発生曲げモーメント})/M_u(\text{許容曲げモーメント}) < P_s(\text{せん断耐力})$ であること。	clear	
	レベル2 地震動検査	主筋、せん断筋、隅角部補強筋	かぶり量が適切であること。 主筋の補強、定着長が考慮されていること。 横拘束筋が補強されていること。 隅角部補強筋がはりきされていること。	clear	

3.製品審査結果(応答変位法)

審査項目及び審査基準			判定	摘要条件
中項目	小項目	審査基準		
構造部材	鉄筋の引き	粗骨材の最大寸法5/4以上かつ鉄筋径以上であること。	clear	
	配力鉄筋	主鉄筋の1/6以上であること。	clear	
	鉄筋のラック及び鉄筋の曲げ形状	道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 [14]～[18] 鉄筋コンクリート製の道路PCa製品の構造細目	clear	
	鉄筋の定着	道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 [14]～[18] 鉄筋コンクリート製の道路PCa製品の構造細目	clear	
	鉄筋の歛手	離手δ1方向に集中した場合の重ね離手長は $L_a = \pi \times \phi / t + \alpha \delta$ 以上とする。 (道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 [14]～[18] 鉄筋コンクリート製の道路PCa製品の構造細目)	clear	
	最小鉄筋量	部材断面積の0.15%以上	clear	
	最大鉄筋量	有効断面積の2.0%以下であること。 2%を超えた場合は、釣合い鉄筋量以下とする。	clear	
	圧縮鉄筋	引張側の主鉄筋の1/6以上であること。	clear	
	せん断補強鉄筋および横拘束鉄筋、隅角部補強筋	主鉄筋に対して直角および直角に近い角度で有効に働くように配置されていること。直徑13mm以上の直形鉄筋、間隔は、有効高の1/2かつ300mm以下。引張鉄筋と圧縮鉄筋を取り込み、ブロックを付けて圧縮部のコンクリートに定着する。横拘束鉄筋および隅角部補強筋は、各種技術規範に従って配置する。	clear	
	グリッド筋	グリッド筋の本数が十分であること。 アンカーブレードと平行あるいは平行に近い角度で有効に働くように配置されていること。	clear	
その他の仕様	基礎コンクリート	設計・施工マニュアル等に仕様の記述があること。 基礎コンクリートの設計基準強度は18N/mm以上であること。 (道路PCa工指針 第4編 カルバート工編 2.2.1 道路PCaカルバートの構造形式及び基礎地盤対策の選定)	clear	
		設計・施工マニュアル等に仕様の記述があること。 基礎コンクリートの設計基準強度は18N/mm以上であること。 (道路PCa工指針 第4編 カルバート工編 2.2.1 道路PCaカルバートの構造形式及び基礎地盤対策の選定)	clear	
	基礎材	設計・施工マニュアル等に仕様の記述があること。 基礎コンクリートの設計基準強度は18N/mm以上であること。 (道路PCa工指針 第4編 カルバート工編 2.2.1 道路PCaカルバートの構造形式及び基礎地盤対策の選定)	clear	
		設計・施工マニュアル等に仕様の記述があること。 基礎コンクリートの設計基準強度は18N/mm以上であること。 (道路PCa工指針 第4編 カルバート工編 2.2.1 道路PCaカルバートの構造形式及び基礎地盤対策の選定)	clear	
	板体同士の連結構造	止水性を確保できること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 [14]～[20] 3.1.4 道路PCaカルバートに用いる離手の要求性能と適用性)	clear	
	断面方向の接合	剛接合であること。	clear	
	施工	施工マニュアル等に記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.7 施工管理)	clear	
		施工マニュアル等に記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.7 施工管理)	clear	
製品の品質	外観	検査基準書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.8 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第3章 検査)	clear	
	形状寸法	検査基準書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.8 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第3章 検査)	clear	
	コンクリートの圧縮強度	検査基準書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.8 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第3章 検査)	clear	
	曲げひび割れ耐力	検査基準書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.8 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第3章 検査)	clear	
材料の品質	品質	製造仕様書に、使用する全材料を対象に、材料の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.6 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第2章 道路PCa製品の製造 2.1 製造方法 2.1.2 材料の受入と貯蔵)	clear	
	受入検査	製造仕様書に、使用する全材料を対象に、材料の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.6 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第2章 道路PCa製品の製造 2.1 製造方法 2.1.2 材料の受入と貯蔵)	clear	
	貯蔵	製造仕様書に、使用する全材料を対象に、材料の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.6 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第2章 道路PCa製品の製造 2.1 製造方法 2.1.2 材料の受入と貯蔵)	clear	

2.申請区分

品種区分		申請区分	
製品区分	申請	重要度	重要度1
大分類	カルバート工	要求性能:常時	性能1
中分類	RCボックスカルバート	要求性能:地震時	L1・耐震性規1、L2・耐震性規2
小分類	≥600×600mm	規格の範囲	Jビース当たりの寸法が幅2.5m×長さ10.0m以下、重量2t以下で構造可能な範囲の断面
申請区分	製品-カル-3	設置環境・条件	一般条件

3.製品審査結果(応答箇度法)

審査項目及び審査基準				判定	摘要条件
中項目	小項目		審査基準		
荷重(常時)	死荷重	自重	鉄筋コンクリート単位体積重量: $y = 24.5 \text{ kN/m}^3$	clear	
	活荷重	荷重	T-2S活荷重に衝撃係数を乗じてること。	clear	
		繩荷方法	分布荷重として載荷していること。	clear	
	土圧	単位体積重量	通常 $y = 18 \sim 20 \text{ kN/m}^3$	clear	
		鉛直土圧係数	解表5-3に適合していること。	clear	
		土かぶり	規格品の適用土被りは0.5~6.0m、既設外の土かぶり9.0m以上であること。	clear	
材料及び設計諸定数(常時)	水平土圧係数		道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 [34] (解5-2)	clear	
	活荷重による土圧		通常 10 kN/m^2	clear	
	コンクリートの許容曲げ正規応力度		RC構造: $\sigma_{ck} = 30 \text{ N/mm}^2$ 以上であること。	clear	
許容応力度	鉄筋の材料		SD295, SD345を標準とすること。	clear	
	設計計算に用いるヤング係数		鉄筋コンクリート部材の応力値の計算に用いるヤング係数比n(1.15とする。 (道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 設計計算に用いるヤング係数)	clear	
	コンクリートの許容曲げ正規応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear	
	コンクリートの許容せん断応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear	
	鉄筋の許容応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear	
安定性の検査(常時)	機械式壁手の許容応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear	
	鋼材の許容応力度		道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 第3章 道路PCa製品に用いる材料の許容応力度に基本準拠していること。	clear	
部材の安全性の検査(常時)	支持力(基礎地盤の検査)or浮力等		必要地耐力が示されていること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.4 基礎地盤の検査)	clear	
	静止方針		許容応力度以下によること。	clear	
	曲げ応力度	側版端部	コンクリートの正規応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
		側版支間部	コンクリートの正規応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
		底版端部	コンクリートの正規応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
		底版支間部	コンクリートの正規応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
		側壁端部	コンクリートの正規応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
		側壁支間部	コンクリートの正規応力度および鉄筋の引張応力度が許容応力度以下であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工 [39] 4.3.2 曲げモーメント及び軸方向力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
	せん断応力度	頂版	発生応力度が許容応力度(補正後の値)以下であること。 せん断検査位置が適切であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.3.3 せん断応力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
		底版	発生応力度が許容応力度(補正後の値)以下であること。 せん断検査位置が適切であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.3.3 せん断応力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
		側壁上	発生応力度が許容応力度(補正後の値)以下であること。 せん断検査位置が適切であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.3.3 せん断応力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
		側壁下	発生応力度が許容応力度(補正後の値)以下であること。 せん断検査位置が適切であること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 4.3.3 せん断応力が作用する鉄筋コンクリート部材)	clear	
	耐久性	鉄筋のかぶり	コンクリート強度35N/mm ² 以上の場合、25mmかつ鉄筋径以上であること。 コンクリート強度30N/mm ² 以上35N/mm ² 未満の場合、32mmかつ鉄筋径以上であること。 (道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 4.2 鉄筋のかぶり、コンクリートの耐久性の検討)	clear	

3. 製品審査結果(応答度法)

審査項目及び審査基準			判定	摘要条件
中項目	小項目	審査基準		
地盤の地盤応答解析	地盤条件	基礎面の設定 耐震設計上の基礎面の設定が正しいこと。せん断弾性波速度300m/s程度以上とすること。N値から推定する場合、粘性土はN値25以上、砂質土はN値50以上とすること。 構造物下面と構造物の高さ以上または12m以上離れた深さとすること。	clear	
		地下水位の設定 地下水位位置を設定しているかこと。ない場合は基礎面とすること。	clear	
		地盤定数の設定 ボーリング柱状図の調査データから細かいこと。 層厚、地層区分(押積粘性土、洪積粘性土、砂質土)、単位体積重量(湿潤、飽和)、N値(0~50)、せん断弾性波速度(50~300)、初期せん断弾性係数、静止土圧係数、ボアン比(0.3~0.5)	clear	
	地震動の設定	耐震設計上の基礎面に入力する地震動の設定が正しいこと。 道示V耐震設計編 平成24年3月の地震波のうち1種地盤の地震波を用いていること。	clear	
		耐震設計上の基礎面に入力する地震動の設定が正しいこと。 レベル1は、開発地盤周辺地盤上 LG成分地震波を入力していること。	clear	
		耐震設計上の基礎面に入力する地震動の設定が正しいこと。 レベル2タイプⅠは、I-I-1, I-I-2, I-I-3の3波を入力していること。 レベル2タイプⅡは、I-II-1, I-II-2, I-II-3の3波を入力していること。	clear	
	地域区分の設定	地域区分が適切であること。 所在県、補正係数が正しいこと。	clear	
		層厚が厚くないこと。 $V_{\text{d}}(\text{m}/\text{s}) \times h(\text{m}) > 150$: 当該地層のせん断波速度に地震動の総分時間を掛けた得られた距離以下を満たすこと。 $V_{\text{d}} = 1000 \text{ m}/\text{s}$ 未満は10.5m程度、100~200m/sは1.0~1.5m程度、200m/s以上は2.0m以下を目安とします。	clear	
		地盤の非線形特性 建設省土木研究所資料 第1504号、第1778号を使用する場合、土質区分が正しいこと。 $G/G_0 \sim y$ 及び $h \sim y$ が正しく設定されていること。	clear	
構造物・地盤のモデル化	地盤応答解析	地盤応答値の選定方法 構造物の上端～下端間の相対変位が最大となる時刻の地盤応答値を選定していること。	clear	
		絶対加速度: 2000g未満であること。(5%加速度応答スペクタルの最大値を目安)	clear	
		相対変位: 100mm未満であること。(常識的な変位量の目安)	clear	
	構造物の解析	せん断ひずみ: 3%未満であること。(各振幅形化法の概ね適用できる範囲)	clear	
		地盤の側方境界までの距離 解析モデルの側方境界は、構造物から表層地盤厚さの3倍以上はなれていること。	clear	
		荷重分布が2層間の最大相対変位分布図と等価であること。 慣性力による荷重: 構造物に作用する地盤応答加速度	clear	
		節点分割 塑性ヒンジ長が、部材厚(断面高さ)の1/2の要素長でモデル化されていること ただし、部材厚が2.0mを超える場合、せん断スパン比を越え部材厚(断面高さ)の1/4を検討すること。 一般部は、部材厚(断面高さ)程度の要素長でモデル化されていること。	clear	
		剛域の設定 道示V耐震設計編 平成24年3月に上ること。 剛域を内分割した場合、10cm未満でないこと。	clear	
		常時解析時の拘束条件 道示V下部構造編 平成24年3月に上ること。 設計の対象とする位置で平成24年3月に上ること。 底版載下の支間長は制品長(L)としていること。	clear	
	構造物の応答解析	常時解析時の荷重条件 死荷重は軽体自重、必要に応じて雨内重量を考慮していること。 土水压は上載荷重、側圧(土圧、水圧)、樋圧力を考慮していること。	clear	
		構造物の非線形特性 M-g特性が適切に作成されていること。 作用軸力として引張力が作用していないこと。 $M_c > M_y$, $M_y > M_o$ となっていないこと。 終局曲率が異常値(1.0相当)でないこと。 耐震性能2で作成していること。	clear	
		常時の断面力 引張軸力が発生していないこと。 対称構造は変形および断面力分布が対称性を満足していること。	clear	
部材の安全性の 照査 (地震時)	レベル1 地震動照査 レベル2 地震動照査	FEMの側方変形が2層間の最大相対変位分布図と等価であること。 曲げモーメント分布の連続性を満足していること。 せん断力分布が突出していないこと。 塑性ヒンジ、断面変化位置、地盤境界以外に塑性化していないこと。 対称構造は対称性を満足していること。	clear	
		常時の断面力 許容応力度は常時における許容応力度の1.5倍としていること。 コンクリートおよび鉄筋の応力が許容応力度以下であること。	clear	
		3波平均に対する照査 タイプI 地震動およびタイプII 地震動の3波それぞれの結果を平均化した値に対して実施すること。	clear	
		曲げモーメントに対する照査 応答曲率(塑性率)が許容曲率(許容塑性率)以下であること。 必要な主筋または横拘束筋を配置すること。	clear	
		せん断力に対する照査 発生せん断力がせん断耐力以下であること。 必要なせん断補強筋を配置すること。	clear	
		隅角部に対する照査 隅角部照査の要求性能を満たしていること。 必要な隅角部補強筋を配置すること。	clear	
		層間変形角の照査 層間変形角は要求性能を満たしていること。 許容層間変形角1/30以下であること。	clear	
		中壁の破壊形態の照査 中壁の破壊形態が曲げ先行型であること。 $M_d(\text{発生曲げ}) / M_u(\text{許容曲げ}) > S_d(\text{発生せん断力}) / P_d(\text{せん断耐力})$ であること。	clear	
		主筋、せん断筋、隅角部補強筋 かぶり量が適切であること。 主筋の補強、定着部が考慮されていること。 横拘束筋が補強されていること。 隅角部補強筋がはいちかれていること。	clear	

3. 製品審査結果(応答度合)

審査項目及び審査基準			判定	摘要条件
中項目	小項目	審査基準		
構造細目	鉄筋のあき	粗骨材の最大寸法5/4以上かつ鉄筋径以上であること。	clear	
	配力鉄筋	主鉄筋の1/6以上であること。	clear	
	鉄筋のフック及び鉄筋の曲げ形状	道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 [14]～[18] 鉄筋コンクリート製の道路PCa製品の構造細目	clear	
	鉄筋の定着	道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 [14]～[18] 鉄筋コンクリート製の道路PCa製品の構造細目	clear	
	鉄筋の握手	握手が1ヵ所に集中した場合の重ね握手長は $\alpha_{sa} \times \phi / 4 + ro$ 以上とする。 (道路PCa工指針 第2編 コンクリート編 [14]～[18] 鉄筋コンクリート製の道路PCa製品の構造細目)	clear	
	最小鉄筋量	部材断面積の0.15%以上であること。	clear	
	最大鉄筋量	有効断面積の2%以下であること。 2%を超える場合は、釣合い鉄筋量以下とする。	clear	
	圧縮鉄筋	引張側の主鉄筋の1/6以上であること。	clear	
	せん断補強筋および横拘束鉄筋、隅角部補強筋	主鉄筋に対して直角および直角に近い角度で有効に働くように配置されていること。直角13mm以上の異形鉄筋。間隔は、有効高の1/25～300mm以下。引張鉄筋と圧縮鉄筋を取り込み、フックを付けて圧縮部のコンクリートに定着する。横拘束筋および隅角部補強筋は、各種技術指針に従って配置する。	clear	
その他の仕様	グリッド筋	グリッド筋の本数が十分であること。 アンカーブレードと平行あるいは平行に近い角度で有効に働くように配置されていること。	clear	
	基礎コンクリート	設計・施工マニュアル等に仕様の記述があること。 基礎コンクリートの設計基準強度は18N/mm以上であること。 (道路PCa工指針 第4編 カルバート工編 2.2.1 道路PCaカルバートの構造形式及び基礎地盤対策の選定)	clear	
		設計・施工マニュアル等に仕様の記述があること。 基礎コンクリートの設計基準強度は18N/mm以上であること。 (道路PCa工指針 第4編 カルバート工編 2.2.1 道路PCaカルバートの構造形式及び基礎地盤対策の選定)	clear	
	基礎材	設計・施工マニュアル等に仕様の記述があること。 基礎コンクリートの設計基準強度は18N/mm以上であること。 (道路PCa工指針 第4編 カルバート工編 2.2.1 道路PCaカルバートの構造形式及び基礎地盤対策の選定)	clear	
		設計・施工マニュアル等に仕様の記述があること。 基礎コンクリートの設計基準強度は18N/mm以上であること。 (道路PCa工指針 第4編 カルバート工編 2.2.1 道路PCaカルバートの構造形式及び基礎地盤対策の選定)	clear	
	軸体同士の連結構造	止水性を確保できること。 (道路PCa工指針 第3編 カルバート工編 [14]～[20] 3.1.4 連続PCaカルバートに用いる握手の要求性能と適用性)	clear	
施工	断面方向の接合	複合鋼	両接合であること。	clear
	施工マニュアル	施工の手順	施工マニュアル等に記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.7 施工管理)	clear
		施工上の留意点	施工マニュアル等に記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.7 施工管理)	clear
製品の品質	外観	検査頻度・方法・項目、判定基準、不合格の处置	製造仕様書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 連続PCaボックスカルバートの設計と施工 4.8 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第3章 検査)	clear
	形状寸法	検査頻度・方法、測定箇所、形状寸法及び寸法許容差、判定基準、不合格の处置	製造仕様書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.0 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第3章 検査)	clear
	コンクリートの圧縮強度	試験頻度・方法、判定基準、不合格の处置	製造仕様書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.6 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第3章 検査)	clear
	曲げHID耐れ耐力	試験頻度・方法、載荷荷重、判定基準、不合格の处置	製造仕様書に、製品の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.6 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第3章 検査)	clear
材料の品質	品質	使用する材料の品質	製造仕様書に、使用する全材料を対象に、材料の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.6 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第2章 道路PCa製品の製造 2.1 製造方法 2.1.2 材料の受入と吟味)	clear
	受入検査	検査頻度・方法・項目、判定基準、不合格の处置	製造仕様書に、使用する全材料を対象に、材料の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.6 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第2章 道路PCa製品の製造 2.1 製造方法 2.1.2 材料の受入と吟味)	clear
	貯蔵	貯蔵の管理方法	製造仕様書に、使用する全材料を対象に、材料の品質毎に定めた項目についての記述があること。 (道路PCa工指針 第5編 カルバート工編 第4章 道路PCaボックスカルバートの設計と施工 4.6 製品検査 道路PCa工指針 第3編 製造編 第2章 道路PCa製品の製造 2.1 製造方法 2.1.2 材料の受入と吟味)	clear

審査委員会

委員長

宮川豊

